

報告第 28 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 24 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、児童扶養手当過払金返還債務の
弁済に関する和解について、次のとおり専決処分する。

令和2年8月5日

足立区長 近 藤 弥 生

児童扶養手当過払金返還債務の弁済に関する和解について

足立区は、児童扶養手当過払金の償還残額の弁済につき、下記により和解する。

記

- 1 相手方
埼玉県越谷市在住者
- 2 和解の要旨
別紙債務弁済合意書のとおり

債務弁済合意書

足立区（以下「甲」）及び債務継承人（以下「乙」）は、下記の債務（以下「本件債務」）の弁済について、以下のとおり合意する。

【本件債務の表示】

児童扶養手当過払金の返還債務

受給者

支給事由の消滅 理由：所得更正、消滅日：平成 27 年 3 月 31 日

過払対象期間 平成 23 年 8 月分～平成 25 年 3 月分

過払金額 180,560 円

- 乙は、甲に対し、本件債務として、180,560 円の支払義務があることを認める。
- 乙は、甲に対し、前項の金員を次のとおり分割して、甲所定の納付書を使用して支払う。
 - 令和 2 年 9 月から令和 4 年 1 月まで、毎月末日限り、10,000 円ずつ
 - 令和 2 年 8 月末日限り、10,560 円
- 乙が前項の分割金の支払を 2 回以上怠り、その額が 20,000 円に達したときは、当然に同項の期限の利益を失い、乙は、甲に対し、第 1 項の金員から既払金を控除した残額及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年 14.6%の割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- 甲及び乙は、甲と乙の間には、本件に関し、本合意書に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本合意の成立を証するため、本合意書 2 通を作成し、甲及び乙が記名又は署名及び捺印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲：東京都足立区中央本町一丁目 17 番 1 号

足立区

足立区長 近藤 弥生

乙：住所 _____

氏名 _____ ㊞